

2016年7月 改訂

貯法	倉出し前: -20℃以下	承認指令番号	22動薬第4515号
	倉出し後: 2~5℃	販売開始	1992年8月

動物用医薬品

動物用生物学的製剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品

AE生ワクチン

(一般的名称: 鶏脳脊髄炎生ワクチン(シード))

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、鶏脳脊髄炎ウイルス#1010株を発育鶏卵で増殖させ、その感染鶏胚に安定剤を加えて乳剤としたものを、バイアルに10mLずつ分注密封したものである。本剤は、こげ茶褐色のややどろりとした均質な懸濁液である。1羽分当たり $10^{3.0}$ EID₅₀以上のワクチンウイルスが含まれている。

【成分及び分量】

液状ワクチン 1バイアル(10mL 1,000ドーズ分)中

成分	分量
主 剤	鶏脳脊髄炎ウイルス#1010株 感染鶏胚乳剤(シード)
安定剤	脱脂粉乳
安定剤	グリセリン
安定剤	ベンジルペニシリンカリウム
安定剤	硫酸ストレプトマイシン
溶 剤	精製水
	0.25g 5mL 2,000単位 2,000 μ g(力価) 残量

反すう動物由来物質

脱脂粉乳(動物の種類;牛 使用部位;乳)

【効能又は効果】

鶏の脳脊髄炎の予防

【用法及び用量】

日齢の飲水量に応じた適量の水にワクチンを溶解し、1羽当たり1羽分になるように、10週齢以上の鶏に飲水投与する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的のみ使用すること。

・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

- ・作業時には防護メガネ、マスク等を着用し、眼、鼻、口に入らないように注意すること。

(鶏に関する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について検査し、次のいずれかに該当する異常を認めた場合は投与しないこと。
- ・元気・食欲不振、運動の異常、異常呼吸音、下痢など臨床異常が認められるもの。
- ・明らかな栄養障害があるもの。
- ・病気の治療中又は治癒後間もないもの。
- ・他のワクチン投与や移動によりストレスを受けているもの。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・本剤には他のワクチンや薬剤を加えて使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光又は加温は品質に影響を与えるので避けること。
- ・使い残りのワクチン及び使用済みのワクチン容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って人の目、鼻、口等に入ってしまった場合は、洗浄等適切な処置をとること。誤って接種された者は、必要があれば本文書を持参し、医師の診察を受けること。

本ワクチンの成分の特徴

微生物名	抗原		アジュバント	
	人獣共通感染症の当否	微生物の生・死	有無	種類
鶏脳脊髄炎ウイルス	否	生	無	—

本ワクチン株は人に対する病原性はない。

- ・開封時にアルミキャップの切断面で手指を傷つける恐れがあるので、手袋をするなど十分注意すること。

(鶏に関する注意)

- ・10週齢未満の鶏には使用しないこと。
- ・種鶏に投与する場合、投与後4週間は種卵を採取しないこと。

こと。

- ・産卵中の鶏に投与すると、一時産卵率の低下することがある。
- ・ワクチン投与後は、飼育管理に十分注意し、過酷な輸送や移動などのストレスを加えないこと。
- ・副反応が認められた場合は、速やかに獣医師の診断を受けること。

(取扱いに関する注意)

- ・溶解は使用直前に、溶解後は速やかに使用すること。使い残りのワクチンは使用しないこと。
- ・ワクチンの効力を妨げないために、投与24時間前からは、一切の投薬や消毒剤の使用を避けること。
- ・投与する鶏の喉を渇かすため、投与前2-3時間は給水を止めること。
- ・投与に使用する給水器等の給水設備は、清浄な水で(消毒薬などは使わないで)よく洗浄した後、乾燥させること。
- ・飲水用の水は、井戸水、清水等を使用すること。水道水を利用する場合は、煮沸後冷却したもの、汲み置きしたもの、チオ硫酸ナトリウム(ハイポ)を0.01~0.02w/v%の割合、或いはスキムミルクを0.25%の割合で添加したものを使用すること。
- ・ワクチンが均一になるように、よく混和した飲水を給水設備全体に行き渡らせること。また、飲水投与中の給水器等に直射日光が当たらないようにすること。
- ・ワクチンが全て飲みつくされたから通常の給水に切り換えること。

(専門的事項)

①その他の注意

- ・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。

【その他の注意】

使用したワクチンの製造番号、有効期限、購入先、投与日時・場所、羽数、品種及び投与実施者等を記録しておくことと便利である。

【包装】

液状ワクチン (1バイアル 10mL 1,000ドーズ用) ×1本入り1箱

【製品情報等お問い合わせ先】

ワクチノバ株式会社

ワクチン相談窓口

〒105-0013

東京都港区浜松町一丁目24番8号

Tel: 03-6895-3710 Fax: 03-6895-3711

製造販売元

 japan ワクチノバ株式会社

東京都港区浜松町一丁目24番8号

技術提携



獣医師、薬剤師等の医療関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報等お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。